

必見

●看護小規模多機能型居宅介護の内容

●イメージ図

自宅で地域で安心して生活できるために通い、泊まり、訪問、訪問看護を利用者の必要に応じて柔軟に組み合わせて提供する介護保険サービスです。



特徴

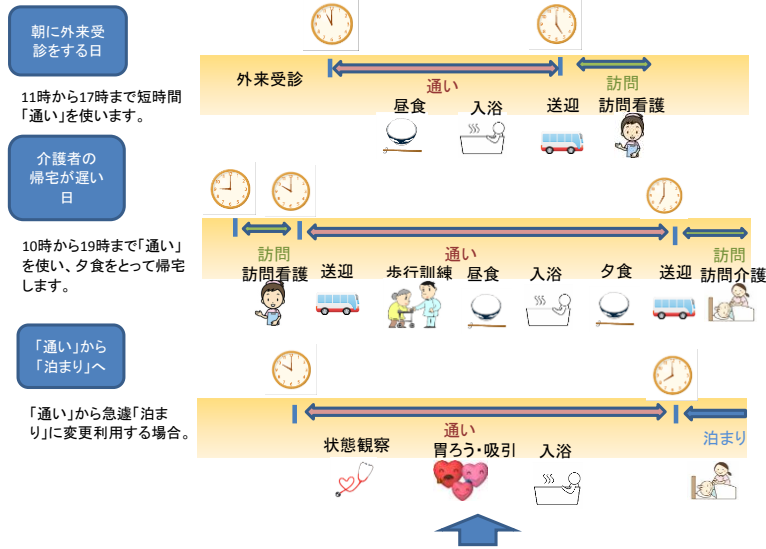
全ての介護・看護サービスを1つの事業所がしますの
でなじみの関係が作りやすいです。



サービス利用の例

看護小規模多機能型居宅介護を利用すると・・・

朝に外来受診をする日、介護者の帰宅が遅い日、「通い」から「泊まり」へのイメージです。



上記のような利用に加え、利用者、家族の必要に応じてサービス、時間を組み合わせることができます。

看護師が1人以上配置されているので、健康チェックや健康相談ができます。

急な体調不良時や転倒時など、随時に対応できます。

一、病院からの退院時に、自宅での生活に不安がある方
一、特別養護老人ホーム等に申し込みをしているが、
順番が中々回ってこない方
一、病気を抱えていて、夜間の急変等で不安がある方
又はその方のご家族
等々

対象者

高知市に在住し、要介護1以上の認定を受けた方

利用料の目安(1ヶ月につき)

通い、泊まり、訪問、訪問看護を含んだ1ヶ月単位の包括費用

※H27年4月よりの新料金を記載しています。

要介護状態区分	利用者負担金
要介護1	12,341円
要介護2	17,268円
要介護3	24,274円
要介護4	27,531円
要介護5	31,141円

※上記料金に加え、ご利用者様の状態や事業所の体制に応じて加算が生じますので詳細はお問い合わせ下さい。

※現在介護保険サービスを利用されている方はケアマネージャーが変更になります。

お申し込み・お問い合わせ

社会福祉法人 ふるさと会
看護小規模多機能型居宅介護 生きがいファームはるの

〒781-0304 高知市春野町西分695番1
TEL 088-855-6039 FAX 088-855-6037

担当: 谷、徳能

協力病院
内田脳神経外科
もみのき病院
リハビリテーション病院すこやかな社
広田歯科



ふるさと金キャラクター
へり太ふるの介

看護小規模多機能型居宅介護 生きがいファームはるの (小規模多機能型+訪問看護)

ご利用対象者

高知市に住民票があり、要介護1から要介護5の方

医療的ケア（胃ろう、尿カテーテル等）の必要な方、認知症で生活支援が必要な方等
定員等

登録定員	29名
営業時間及び利用定員	通いサービス（基本時間）9時～18時 18名
	宿泊サービス（基本時間）18時～9時 9名
	訪問サービス（基本時間）24時間
	看護サービス（基本時間）8時30分～17時

ご利用料金 基本料金（1か月につき）

通い・訪問・宿泊（介護費用分のみ）すべてを含んだ1月単位の包括費用の額

要介護状態区分	利用者負担金
要介護1	12,341円
要介護2	17,268円
要介護3	24,274円
要介護4	27,531円
要介護5	31,141円

○利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。

○利用料金は要介護度に応じて異なります。

○24時間対応、緊急時訪問看護加算：540円/月があり、必要に応じ夜間も訪問します。

○月の途中から利用する場合は、登録日からその月の末日までを日割りで算定します。

○医師の指示書により医療保険での訪問看護が可能な場合があります。

○その他の加算として、初期加算：30円/日・認知症加算Ⅰ：800円/月・認知症加算Ⅱ：500円/月・退院時共同指導加算：600円/回・事業開始時支援加算：500円/月・特別管理加算Ⅰ：500円/月・特別管理加算Ⅱ：250円/月・ターミナルケア加算：2,000円/月・訪問看護体制強化加算：2,500円/月・総合マネジメント体制強化加算：1,000円/月・サービス提供体制加算Ⅰ（イ）：640円/月・サービス提供体制強化加算Ⅰ（ロ）：500円/月・サービス提供体制加算ⅡⅢ：350円/月・介護職員処遇改善加算Ⅰ：所定単位×10.2%円/月 等があります。

看護小規模多機能型居宅介護の利用者が、医療保険の訪問看護に切り替わった場合の減算

○末期の悪性腫瘍等定められた疾病などで医療保険の訪問看護を実施

要介護1・2・3：925円/月、要介護4：1,850円/月、要介護5：2,914円/月

○特別訪問看護指示書により医療保険の訪問看護を実施

要介護1・2・3：30円/日、要介護4：60円/日、要介護5：95円/日

介護保険の給付対象とされないサービス

以下のサービスはご利用者様のご負担となります。

食費、雑費等の実費

項目	料金（実費）
朝食	300円
昼食	500円
夕食	500円
宿泊費	2,000円
その他	・おむつ代
	・レクリエーションに参加していただく場合、材料代等の実費
	・日常生活上必要なものであって、負担していただくのが適当と認められるもの。

看護小規模多機能型居宅介護 生きがいファームはるの

